

広域水質管理センター（仮称）の検討状況について

1 概要

神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市の水道事業者及び神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という）は「神奈川県内水道事業検討委員会(※)」の報告を受け協議を重ねた結果、水源域の水質検査等を統合して行う「広域水質管理センター（仮称）」を企業団 社家取水管理事務所内に設置する方向で検討を進めています。

※ 県内の長期的な水道事業のあり方や経営課題等について外部有識者も招いて検討を行い、平成 22 年 8 月に広域化の取組を進めていく旨の報告書を提出した。

2 水源水質をとりまく状況

(1) 横浜の水源

独自水源：道志川系統

共同水源：相模湖系統、馬入川系統、企業団酒匂川系統、企業団相模川系統

(2) 水源の課題

共同水源は次のような水質的な課題に直面し、浄水処理に影響を与えています。

- ① 水源（相模湖など）で藻類繁殖によるかび臭などの臭気が発生
- ② 油や化学物質の流出事故などによる水源汚染事故のリスクが高い
- ③ ゲリラ豪雨など自然災害等に起因する水質悪化（濁度上昇等）



アオコが発生した相模湖(平成 22 年 8 月)

3 広域水質管理センター（仮称）の概要

(1) 目的

ア 水源水質検査の一元化

定期的な水質検査を統合して実施することとし、水質検査結果を共有化するなどして従前の監視水準を低下させることなく効率化を図ります。

イ 水質事故の対応強化

水源において水質事故が発生した際、現地調査や情報収集などの初動対応を統一的に実施し、事故への迅速な対応を図ります。

(2) 業務内容

- ア 相模川及び酒匂川水系の水源域における水質検査及びその結果に関する評価
- イ 相模川及び酒匂川水系の水源域で発生した水質事故の対応
- ウ 水源域の水質に係る調査・研究
- エ 検査結果等の情報共有

(3) 実施体制

- ① 神奈川県内広域水道企業団が実施主体となり、前記業務を行います。

設置場所：企業団 水質管理センター（社家取水管理事務所内）（海老名市社家 4587）

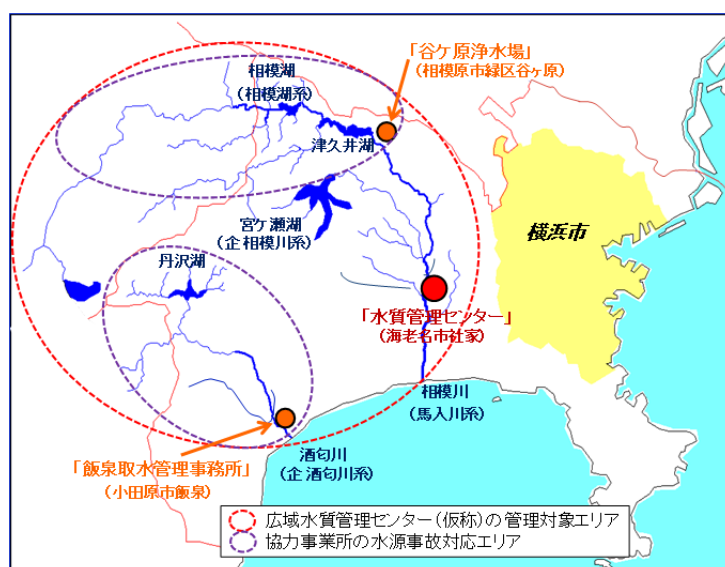
設置方法：企業団の既存組織「水質管理センター」を「広域水質管理センター（仮称）」へ名称変更

- ② 水質事故時の迅速な対応を図るため、河川付近の関係事業所が協力する体制をとります。

〈協力事業所〉

- ・ 県企業庁 谷ヶ原浄水場
（相模原市緑区谷ヶ原 2-6-1）
- ・ 企業団 飯泉取水管理事務所
（小田原市飯泉 884）

- ③ 企業団の業務量増加に対しては、他の4事業者から職員を派遣します。



(4) 業務開始

平成 27 年 4 月 1 日を目途に調整中

4 広域水質管理センター（仮称）設置によるメリット

(1) 水源水質検査の効率化

これまで各事業者が独自の検査計画により、合わせて年間延べ採水回数 510 回分の検査を実施していましたが、重複等を防いで約 300 回に集約できます。

(2) 事故対応の迅速化

短時間で事故現場へ到達し迅速な対応を図れますので、浄水場における対応が強化され、これまで以上に安全、安心な水道水の供給につなげることが可能となります。

(3) 水源水質に係る共通課題への取組強化

水源水質の課題解決に向けて、連携して調査に取り組む拠点となります。

(4) 人材育成

幅広い業務経験や他事業者の職員がノウハウを提供し合うことを通じて人材育成を図ります。